

**富山市議会政務活動費の運用指針 平成30年3月改正箇所**  
**(平成30年度から適用)**

**(1) 第三者機関の事前承認を得るいとまがない政務活動実施における事務手続きについて**

「会派内で口頭了承を行った旨の経緯書を作成しておくこととする。」を、「会派内で口頭了承を行った旨の経緯書を作成し、後日審査書に添付する。」に改め、経緯書に会派代表者又は経理責任者が押印することとする。

**(2) 電話代や新聞代、リース使用料など契約で定期的に支払っている事務費等について**

「年度の初回のみ事前審査を行い、以後の事前審査は省略することができる」という項目を追加する。

**(3) 旅費計算書について**

適正な旅行金額を証するため、インターネットの路線図情報等を添付する。

**(4) 支出証拠一覧における機器リース使用料の添付書類について**

「備品台帳（リース物品も購入に準じ管理）」を削る。

**(5) 旅費におけるタクシーの利用について**

「2キロメートル以上の区間において、公共交通機関がない場合や極端に利便が悪く行程の遂行に支障がある場合に限り支出することができる」を、「公共交通機関がない場合や極端に利便が悪く行程の遂行に支障がある場合など合理的な理由がある場合に限り支出できるとし、審査書に経緯書を添付する。」と改める。

**(6) クレジットカードの使用について**

クレジットカードによる政務活動費の決済は認めないことを追記する。

**(7) 記載事項の修正**

①P18の「政務活動費の充当に係る基本的な考え方（按分による支出）」の項目の文章がわかりづらいので趣旨は変更せずに修正する。

②P20「機器リース使用料」と「文具等消耗品費」の項「該当する区分」欄に事務費を追加する。

③誤字修正：P47 領収書チェックシート②「市制報告会」を「市政報告会」、P17④「後援会」を「講演会」へ修正する。